

令和4年度茨城町事業継続緊急給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業績が悪化したことにより、継続的な事業運営が困難となっている町内の中小企業者又は個人事業主のみなさまに、事業全般に広く使える給付金を支給します。

○給付金額

一律 10万円（※申請期間内の給付金の支給は1事業者につき1回限りです。）

○支給対象

- ① 町内に本社又は事業所を置く中小企業者等（農林水産業を除く）又は町内に住所を有する個人事業主であること。
- ② 令和4年1月～12月のいずれかの月の売上が、前年、前々年又は3年前の同月比20%以上減少していること。
- ③ 令和3年12月以前に事業を開始しており、今後も事業を継続する意思を有すること。
- ④ 町税を滞納していないこと。
- ⑤ 茨城町暴力団排除条例に定める暴力団等でないこと。
- ⑥ 令和4年度認定農業者等支援金を受給していないこと。（町農業政策課事業）

○新規開業特例

令和3年1月以降に新規開業した場合

開業した月から令和3年12月までの月平均の売上を、令和4年1月から12月までのいずれかの月の売上と比較して20%以上減少している場合には、支給対象となります。

（例：令和3年9月1日に新規開業した場合）

令和3年

9月	10月	11月	12月	月平均
100	100	100	100	100



令和4年

1月	2月	3月	4月	5月	6月
100	100	100	100	100	100
7月	8月	9月	10月	11月	12月
100	90	80	90	100	100

20%以上減少しているため対象となる。

○申請期間

令和4年8月17日（水）から令和5年1月31日（火）まで（当日消印有効）
※予算額に達した場合は、その時点で給付金の申請受付は終了となります。

○申請方法

郵送または窓口申請

（※新型コロナウイルス感染症対策のため郵送申請にご協力をお願いいたします。）

【宛 先】

〒311-3192

茨城町大字小堤1080番地

茨城町生活経済部商工観光課 宛

○提出書類

【1】「事業継続緊急給付金支給申請書兼請求書」（様式第1号）

不備がある場合、給付金の入金ができませんので、記入間違いが無いよう作成してください。

【2】「誓約書兼同意書」

【3】「事業を営んでいることが確認できる書類」

（直近の確定申告書、営業許可証、事業所の賃貸契約書等の写し）

【4】「令和4年1月から12月までの売上が、前年、前々年又は3年前の同月比20%以上減少している月及び比較月の売上台帳の写し」

【5】「申請者が指定する給付金の振込口座が確認できる書類」

【6】「納税証明書」

問合せ先

茨城町生活経済部商工観光課

TEL：029-240-7124

茨城町商工会

TEL：029-292-5979